

長崎県北部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1) 北区計第2067号を傍線を付した部分のように改める。また、北区計第2066号を廃止し、新たに北区計第3520号及び3521号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和6年5月31日付け長崎県告示第326号により公示した内容と変更ないため省略する。

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			基 点	点									
北区計第2067号	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦港沖防波堤標識1(沖防波堤北西端から南東方向防波堤沿いに50メートルのところ) (北緯33度44分39秒, 東経129度40分11秒) 2 同市同町郷ノ浦港沖防波堤標識2(沖防波堤南東端から北西方向防波堤沿いに160メートルのところ) (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	イ 1から33度20メートルのところ (北緯33度44分39秒, 東経129度40分12秒) ロ 1から33度90メートルのところ (北緯33度44分41秒, 東経129度40分13秒) ハ 2から33度95メートルのところ (北緯33度44分32秒, 東経129度40分30秒) ニ 2から33度25メートルのところ (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和7年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続		

【廃止】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			基 点	点									
北区計第2066号	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニを順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦港沖防波堤標識A(沖防波堤北西端から南東方向防波堤沿いに355メートルのところ) (北緯33度44分33秒, 東経129度40分22秒) 2 同市同町郷ノ浦港沖防波堤標識B(沖防波堤南東端から北西方向防波堤沿いに160メートルのところ) (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	イ 1から33度21メートルのところ (北緯33度44分34秒, 東経129度40分22秒) ロ 1から33度61メートルのところ (北緯33度44分35秒, 東経129度40分23秒) ハ 2から33度65メートルのところ (北緯33度44分31秒, 東経129度40分29秒) ニ 2から33度25メートルのところ (北緯33度44分30秒, 東経129度40分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)		継続		

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域		基 点									
		区	域	基 点									点
北区計第3520号	長崎県平戸市大山町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市大山町古泊標識1 (北緯33度20分7秒, 東経129度32分31秒) 2 同市同町古泊標識2 (北緯33度20分1秒, 東経129度32分36秒)	イ 1から89度30分103メートルのところ (北緯33度20分7秒, 東経129度32分35秒) ロ 1から79度30分220メートルのところ (北緯33度20分8秒, 東経129度32分39秒) ハ 2から57度30分222メートルのところ (北緯33度20分5秒, 東経129度32分43秒) ニ 2から59度30分81メートルのところ (北緯33度20分2秒, 東経129度32分38秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規		
北区計第3521号	長崎県平戸市川内町地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市川内町番屋崎標識1 (北緯33度19分40秒, 東経129度31分25秒) 2 同市同町番屋崎標識2 (北緯33度19分37秒, 東経129度31分21秒)	イ 1から129度30分195メートルのところ (北緯33度19分36秒, 東経129度31分31秒) ロ 1から125度30分365メートルのところ (北緯33度19分33秒, 東経129度31分37秒) ハ 2から125度30分411メートルのところ (北緯33度19分29秒, 東経129度31分33秒) ニ 2から129度30分241メートルのところ (北緯33度19分32秒, 東経129度31分28秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規		

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和6年5月31日付け長崎県告示第326号により公示した内容と変更ないため省略する。